

任期付短時間勤務警察職員(警察官・警察行政)の任用制度について

平成 31 年 1 月 1 日更新

【制度の概要】

静岡県警察では、平成28年から中途退職をした警察官を対象に、任期を定めた短時間勤務警察官を任用する制度の運用を開始しましたが、平成31年から新たに任期付短時間勤務警察行政職員を任用する制度を開始します。

この制度は、育児短時間勤務の承認を受けた警察職員(警察官又は警察行政職員、以下「基礎警察職員」と記載)が処理できなくなった業務を処理するために、任期を定めて短時間勤務の警察職員として従事していただくというものです。

【対象者の資格】

(1)任期付短時間勤務警察官

選考考査の対象者は、

- 申込日において、年齢が満 60 歳未満であること。
- 警察官、任期付短時間勤務警察官(以下短時間警察官と記載)又は非常勤職員を退職した理由が、規律違反(※)によらない方であること。

であり、次のいずれかに該当する必要があります。(ただし、地方公務員法(昭和 26 年法律第 261 号)第 16 号各号のいずれかに該当する方を除きます。)

- 1 かつて警察官として4年以上勤務し、警察官を退職した日から短時間警察官としての申込日までの期間が8年を超えない方又はかつて短時間警察官として任用され、当該職を退職した日から、申込日までの期間が2年を超えない方。
- 2 現在、短時間警察官として勤務している方のうち、基礎警察官が承認されている育児短時間勤務の満了を迎える短時間警察官又は任期の満了を迎える短時間警察官。
- 3 かつて警察官として4年以上勤務していた方で、静岡県警察非常勤職員として2年以上任用され、かつ、当該職を退職した日から申込日までの期間が1年を超えないこと。

※ 規律違反とは、静岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令に規定されているとおり(地方公務員法第 29 条第1項各号のいずれかに該当する場合)

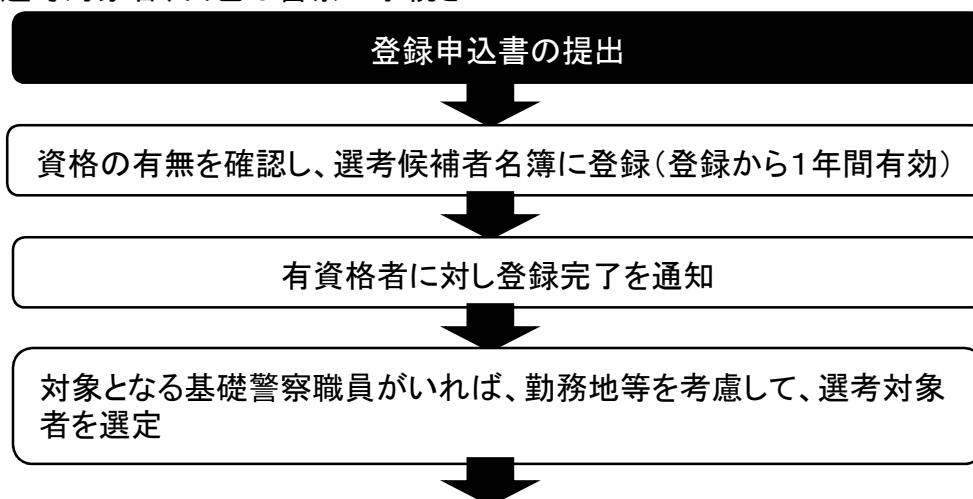
(2)任期付短時間勤務警察行政職員

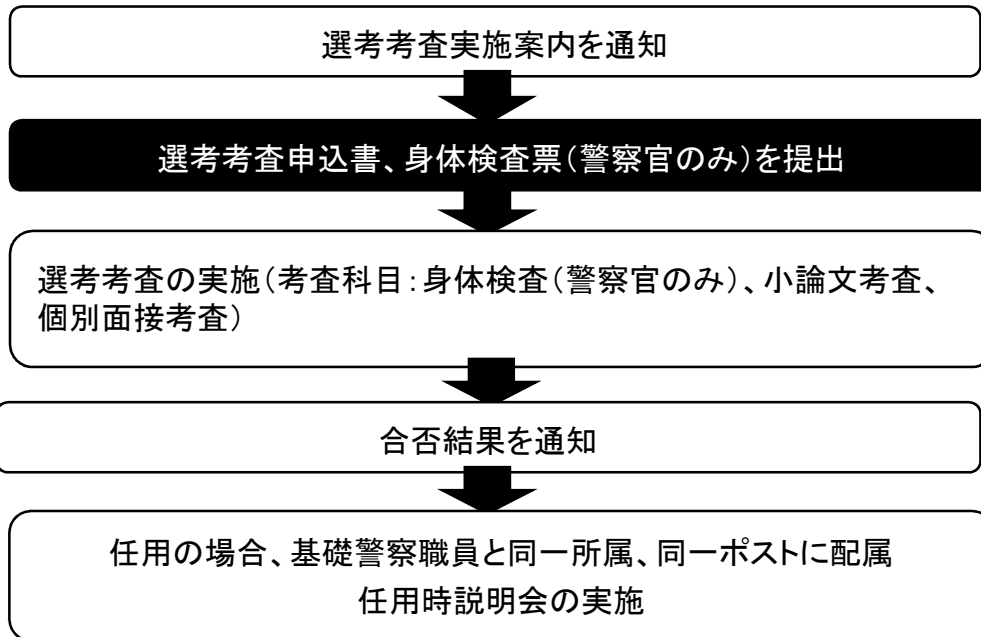
地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者

【任期付短時間勤務警察職員の任用の流れ】

任期付短時間勤務警察職員の任用を希望される人は、まず候補者登録が必要です。都道府県、性別は問いません。

※黒色は選考対象者、白色は警察の手続き





【申込方法】

- 1 『任期付短時間勤務警察官選考考査候補者名簿登録申込書(別記様式第1号)』又は『任期付短時間勤務警察行政職員選考考査候補者名簿登録申込書(別記様式第1号の2)』に必要事項を記入し、静岡県警察本部警務課採用チーム宛に郵送(※)又は持参により提出してください。(※差出記録が確認できる特定記録郵便等による方法が確実です。)
- 2 任期付短時間勤務警察官申込者で静岡県警察以外に在職していた方は、警察官の経歴を証明する書類が必要となります。
- 3 申込書送付後、資格確認調査を行います。内容に応じて追加資料をお願いする場合があります。

【その他】

- 1 選考考査は、選考候補者名簿に登録された方のうち、発生した基礎警察職員の勤務地等を考慮して選定し、**対象者のみ**選考考査の実施案内について連絡します。
- 2 選考候補者名簿の登録は、
 - (1) 選考考査を受け、任期付短時間勤務警察職員として任用され、又は不合格となったとき
 - (2) 任用の希望を取り下げの意思表示があったとき
 - (3) 任期付短時間警察官の登録者については、年齢が60歳に達したとき
 - (4) 候補者名簿に登録した日から1年を経過したとき
 - (5) その他候補者としてふさわしくない事由があったとき
 に該当する場合、抹消されます。

【問合せ先】



本制度に関する問合せ先

静岡県警察本部 採用チーム
0120-489276

※携帯電話からも通話可能です

〒420-8610
静岡市葵区追手町9-6
TEL.054-271-0110
(内線:2632~2634)

